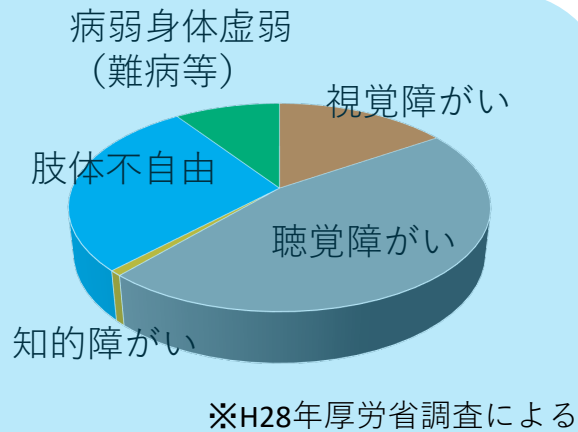


【進学FACT】

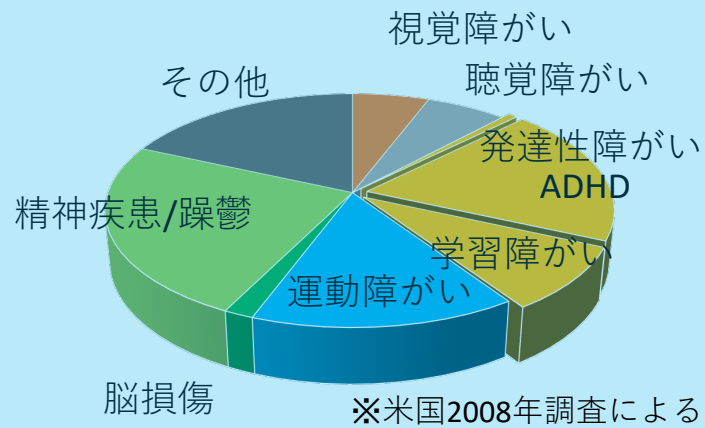
障がい等がある学生の在籍率

日本 0.2%



比較

米国 11%



【就業FACT】

障がい等がある人の就業率

日本
推計 2.5%

比較 米国
平均 26.4%

日本での障がい者の就業先

一般就労 24.3%
福祉施設利用 64.7%

※H23年独法日本学生支援機構調査による

※2008 US.Census Bureauによる

民間企業の雇用状況

法定雇用率 (2019年4月より
2.2%) 達成企業割合 48.0%

法定雇用率未達成企業は52,991社。
障害者を1人も雇用していない企業
(0人雇用企業)は30,638社。

※令和元年6月1日現在

※全体として実雇用率は順調に伸びているものの、特に中小企業の取組が遅れている。

企業規模別達成企業割合

全体: 2.11%
45.5~100人未満: 1.71%
100~300人未満: 1.97%
300~500人未満: 1.98%
500~1000人未満: 2.11%
1,000人以上: 2.31%

【生活状況FACT】

障がい者の一般就労

身体障がい者の平均給料 (月額)

21万円

知的障がい者の平均給料 (月額)

11万円

精神障がい者の平均給料 (月額)

12万円

平成30年度 障害者雇用実態調査 (厚生労働省) より

就労支援 (福祉施設)

就労支援A型平均給料 (月額)

7万6千円

就労支援B型平均給料 (月額)

1万6千円

ケーススタディ

ケース1: 30代 身体障がいのある男性の場合
一般就労 (特定子会社) 月給250,000円 + 障がい者年金

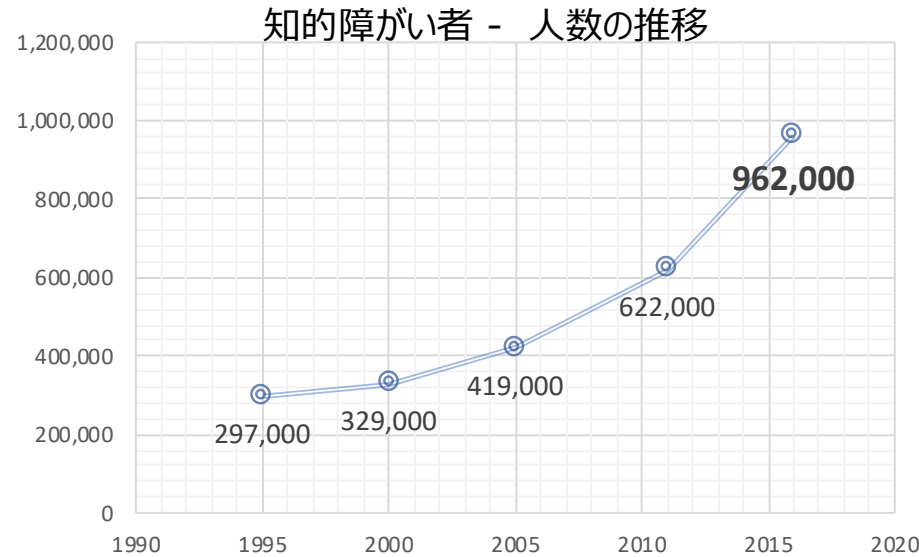
ケース2: 20代 ダウン症のある女性の場合
支援事業所勤務 時給50円 (月々6,000円) + 障がい者年金

ケース3: 30代 社会人の時に線維筋痛症を発症した女性の場合
症状により働ける時間が減ったが該当する就労の仕組みがなく自宅待機 (家族の支援により生活維持)

～これからの課題～

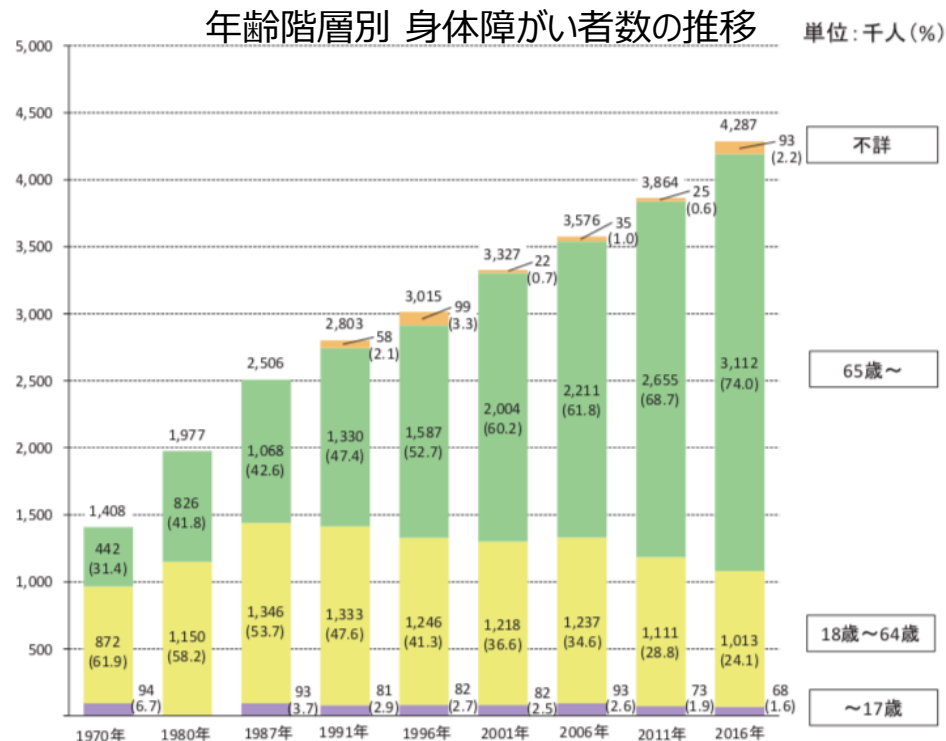
障がい者の人口の増加

福祉就労ではない一般就労の受け入れ先の充実が課題となる



障がい者の高齢化問題

誰でもが障がい者となる可能性がある



注1：1980年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。
 注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。
 資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～2006年）、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2011・2016年）

難病というあらたな課題

就労支援制度	障害者手帳所持	難病	
		指定難病	希少疾患、研究途上の疾患
障害者雇用促進法	○	×	×
障害者総合支援法（就労移行支援等）	○	○	×

制度の狭間の希少疾患や研究途上の疾患

難病	指定難病	難病新法に定める疾患	333疾患 89万人 * 1
	希少疾患	患者数が5万人以下かつ指定難病でない	約7000疾患 約700万 * 2
	研究途上の疾患	疾患数が多いとされているが、研究途上のため診断等ができていない	線維筋痛症 約200万人 慢性疲労症候群 約24万人 脳脊髄液減少症 約50万人 など

患者数が極端に少なかったり、研究間もないため、診断・治療等の医療を受けるまでに長い年月が掛かったり、そもそも治療法がない。研究途上のためガイドライン等がなく、医療保険が使えず全額自費治療の疾患もある。現行の日本の社会保障では生活保護以外対応できず、生活保護も疾患への理解や外見上の判断で受けづらい状況にある。

* 1 平成28年度衛生行政報告例
 * 2 米国の研究データをもとに国内人口で算出

グレーゾーンの人たち

障がい者手帳を持っていない、難病指定がないなど国による支援制度が受けづらい人たちも多数存在している。支えられる仕組みがないことで困難な立場人たちがいます。